

2021年8月4日

株式会社グラングレス 御中

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より令和3年2月15日付「回答書」を拝受いたしました。まずは、当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改訂をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては再度改訂をご検討いただきたく、改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

<別紙> 再申入れ事項

1 第4条4項

【再申入れの趣旨・理由】

改訂予定とのことですが、「未成年者が法定代理人の同意を得た旨の通知又は登録した時点で、本サービスの利用及び本規定の内容について、法定代理人の同意があったものとする」という改訂では、改訂前の条項と同様に未成年者が契約をした場合において民法上認められている取消権の行使を不当に制限することになるため消費者契約法10条に反し無効です。

つきましては、未成年保護の趣旨を踏まえて修正して頂きますようお願いいたします。

2 責任免除規定について

(1) 第31条

【再申入れの趣旨・理由】

貴社の改訂では、債務不履行及び不法行為（軽過失）により生じた損害の賠償責任を全部免除する内容はなお残っておりますので、かかる部分は消費者契約法8条1項1号及び3号に反し無効です。

つきましては、消費者契約法8条1項1号及び3号の趣旨を踏まえて修正して頂きますようお願いいたします。

(2) 第5条4項

【再申入れの趣旨・理由】

貴社の規定によると、貴社のデータ管理の問題により情報が流出するなどして第三者が不正にID等を利用した場合、貴社に帰責性があるにもかかわらず貴社は一切責任を負わないこととなります。貴社の損害賠償責任を免除する趣旨の本条項は、消費者契約法8条1項1号及び3号に反し無効です。

つきましては、消費者契約法8条1項1号及び3号の趣旨を踏まえて修正して頂きますようお願いいたします。

以上